



# 空き家のこと 考えてみませんか？

【問合せ】 U&I ときめき課 ☎773・6659

空き家となった建物は、周辺環境に影響を及ぼさないよう放置せず、所有者が適正に管理・活用することが大切です。空き家をどうするかは所有者の意思や建物の状況により、さまざまな選択肢があります。空き家となった建物をどうしたいのか、どうすべきかを下記の図を参考に考えましょう。

## 所有する空き家を今後どうしたい？



持ち続けたい

手放したい

もう少し考えたい

### 自分で使う・賃貸する

**自ら使用**するか、**賃貸**物件にすることで建物を持ち続けることができます。

賃貸する場合は不動産業者に仲介してもらうことが一般的です。

**空き家バンク**にも賃貸物件を登録できます。



不動産

### 売却する・解体する

売却・解体すると、維持管理の手間や費用がかからなくなったり、老朽化して周囲に被害を及ぼしたりする心配がなくなります。

**売却**する場合は不動産業者に仲介してもらうことが一般的です。**空き家バンク**にも物件を登録できます。

**解体**する場合は解体業者に依頼する必要があります。解体補助金の制度もご活用ください。(詳しくは、市報7月1日号12ページをご覧ください)



### 管理する

定期的に空き家の状況を確認し、所有者自身や業者（シルバー人材センターなど）に依頼して草木の伐採など、適切な管理をする必要があります。

周辺に影響を及ぼさないよう、破損箇所などは補修しましょう。



## 南魚沼市空き家バンクとは？

空き家の所有者に物件を登録してもらい、市が運営する空き家バンクのウェブサイトで周知することで、空き家を探している人に広く情報を届けるものです。気軽にご相談ください。

※市で不動産仲介や物件の管理をするものではありません



南魚沼市 空き家バンク